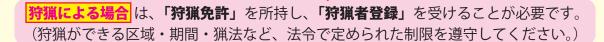
# 狩猟免許取得の手引き



## 狩猟制度の概要

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下、「法」という。) すべての野生鳥獣は、原則としてその捕獲等が禁止されています。

ただし有害鳥獣などを許可捕獲する場合と 狩猟による場合 等は捕獲等をすることが可能です。



# 狩猟免許とは? ●●

**狩猟免許**を取得するには、都道府県が実施する狩猟免許試験に合格する必要があります。 狩猟免許は法定猟法の種類(使用できる猟具の種類)に応じて、次の4種類に分かれています。

狩猟免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	むそう網、はり網、つき網、なげ網
わな猟免許	くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな
第一種銃猟免許	装薬銃(散弾銃、ライフル銃)、空気銃(圧縮ガス銃を含む)
第二種銃猟免許	空気銃(圧縮ガス銃を含む)



# ◇ 狩猟者登録とは? ●●

狩猟免許を所持し、狩猟をしようとする都道府県で、狩猟免許に応じた**「狩猟者登録」**をすると、その年度の狩猟期間中に狩猟を行うことができます。



## ●● 狩猟鳥獣とは? 🗨



狩猟によって捕獲等が認められている野生の鳥及び獣を**「狩猟鳥獣」**といいます。 これ以外の鳥獣は狩猟で捕獲することができません。

(狩猟では、狩猟鳥の卵の採取とひなの捕獲は認められていません。)

		狩猟鳥獣
鳥	類	スズメ、マガモ、キジバト、キジ、カルガモ、ヒヨドリ、カワウ など 26 種類
獣	類	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ、タヌキ、キツネ など 20 種類

※国及び都道府県により捕獲が禁止されている他、捕獲数が制限されている場合があります。



## ~ 狩猟期間とは? ●●

狩猟をしてもよい期間は、次のとおり定められています。

地 域	狩猟期間	
北海道以外	毎年11月15日~翌年2月15日	
北海道	毎年10月1日~翌年1月31日	

※地域や鳥獣の種類によっては、狩猟期間を延長又は短縮している場合があるため、登録都道府県にご確認ください。 岡山県では、イノシシ及びニホンジカについて狩猟期間を延長し、11月15日から翌年3月15日までとしています。 また、ツキノワグマについては、狩猟期間を短縮し11月15日から12月14日までとしています。





# 岡山県で狩猟ができるまでの流れ



**STEP** 

### 狩猟免許試験の申込み《公示~11月上旬頃》

- 各県民局農林水産事業部森林企画課に申請する。
- 免許の種類:網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟
- 申請手数料:5,200円(一部免除3,900円)

### 初心者講習会の申込み(任意)

- ・岡山県猟友会が開催
- ・受講料:5,000円
- ・地区猟友会事務局に申込み



## 初心者講習会の受講(任意)《試験の約1週間前》

講習内容:法令に関する知識、鳥獣に関する知識、猟具に関する知識 についての講義、猟具の取扱い等の実技指導等。

**STEP** 

## 狩猟免許試験の受験《7月上旬~11月下旬》

- ・試験は年6回
- ・免許の種類ごとに知識、適性、技能試験を受験する。





**STEP** 

## 狩猟免許の取得《7月下旬~12月下旬頃》

- ・狩猟免状の交付を受ける。
- ・免許は3年間(初回は約3年間)有効です。





## 狩猟者登録《10月~》

- •各県民局農林水産事業部森林企画課(県外の方は県庁農林水産部 源標語) 鳥獣害対策室)に申請する。
- ・申請手数料:1,800円+狩猟税:5,500円~16,500円(種類により異なる)



**STEP** 

## 狩猟

・岡山県の狩猟期間は11月15日~2月15日です。 (イノシシ及びニホンジカは、11月15日~3月15日に延長) (ツキノワグマは、11月15日~12月14日に短縮)





【銃猟を行う場合は、別途、銃の所持許可手続が必要です。】

- ・狩猟免許では銃器を所持することは出来ません。
- ・銃器を所持するには「銃砲刀剣類所持等取締法」に
- 基づき、「所持許可」を受けなければなりません。 ・詳細は、住所地を管轄する警察署の生活安全課に

お問い合わせください。

# STEP 1

## 狩猟免許試験の申込み

岡山県で狩猟免許試験を受験する方は、次により申請をしてください。

受験対象者	県内に住所地があり、網 <b>猟免許及びわな猟免許については18歳以上、</b> 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許については20歳以上の方 (法第40条第2号から第6号までに該当しない方に限る)				
申請先	各県民局農林水産事業部森林企画課				
申請時期	各試験実施日の約3週間程度前まで(公示~11月上旬頃)				
申請方法	使用したい猟法の種類(網猟・わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟)ごとに 申請書類を提出(1回の試験で複数受験することも可能)				
申請書類等	① 狩猟免許申請書 ② 医師の診断書(または、銃刀法の規定による所持許可証の写し) ③ 写真 1枚(申請前6か月以内に撮影した縦3.0cm×横2.4cmのもの) ④ 狩猟免許手数料(納付済証) ⑤ 返信用封筒 1通(110円分の郵便切手)				
網猟りな猟りなが、今なが、今なが、今なが、今なが、今なが、今なが、今なが、今なが、今なが、今					
手 数 料	できます。				
5 5A 11	既に免許を有し、他の免許を取得する方(円) 3,900 3,900 3,900 3,900				
	**R7.4.1 現在の金額です。				

# STEP 2

## 狩猟免許試験の受験

狩猟免許試験は、次のとおり実施されます。

実施時期	7月上旬から11月下旬に実施(休日開催あり)	
実施場所	各県民局ごとに会場を設定	
実施回数	年6回	
試験内容	①知識試験:法律、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識についての筆記試験 (三肢択一の試験問題、初めて免許を取得する方は90分間で30問を回答) ②適性試験:視力、聴力、運動能力 ③技能試験:猟具の取扱、鳥獣の判別等の実技試験	

# STEP 3

## 狩猟免許の取得

免許試験に合格すると、免許の種類ごとに免状が県知事から交付されます。

有効範囲	全国一円	
有効期間	3年間(初回は約3年間)有効 (※3年ごとに狩猟免許の更新手続が必要)	
取り消し等	法に違反、もしくは適性がなくなった場合、その程度に応じて、 免許の取り消し、または効力が停止されることがあります。	



## 狩猟者登録

岡山県で狩猟をしようとする方は、次により申請をしてください。 (他都道府県においても狩猟される方は、当該都道府県での登録が別途必要です。)

	にものででのが派とれるが16人当成節を刑ができる場合が変化文です。			
申請先	各県民局農林水産事業部森林企画課(県外の方は県庁農林水産部鳥獣害対策室)			
申請時期	例年、10月1日から狩猟期間が終わるまで随時			
申請方法	所持している免許のうち、狩猟に使用するものごとに申請			
有効範囲	岡山県内のみ(登録をした都道府県内のみ)有効			
有効期間	登録をした年度の狩猟期間中のみ有効(※年度ごとに登録が必要)			
申請書類等	① 狩猟者登録申請書 ② 狩猟税納付書 ③ 3,000万円以上の損害賠償保険に入っていることの証明書 ④ 写真 2 枚 ( 1 枚は申請書に貼付) ⑤ 狩猟者登録手数料及び狩猟税 (納付済証)			
	htr 152 htr = 152			
	編猟 わな猟 第一種 第二種			
	<u>狩猟者登録手数料(円)</u> 1,800 1,800 1,800 1,800 1,800			

手 数 料

		網猟	わな猟	第一種 銃猟	第二種 銃猟
狩猟者登録手数料(円)		1,800	1,800	1,800	1,800
X-73/414 (ED)	下記以外の者	8,200	8,200	16,500	F F00
狩猟税(円)	低い税額適用者		5,500	11,000	5,500

※R7.4.1 現在の金額です。

※減免される場合があります。

交付されるもの

狩猟者登録証・狩猟者記章・鳥獣保護区等位置図など



## 狩猟

狩猟者登録証等の交付を受けた者は、狩猟期間中に狩猟を行うことができます。

狩猟期間	11月15日〜2月15日(イノシシ及びニホンジカは、11月15日〜3月15日に延長) (ツキノワグマは、11月15日〜12月14日に短縮)
注意事項	・出猟時には狩猟者登録証の携行及び狩猟者記章の着用が必要です。 ・網猟及びわな猟では、使用する猟具ごとに標識(名札)の設置が必要です。 ・出猟の結果については、狩猟者登録証裏面の捕獲報告が必要です。

## お問い合わせ先

機関名	所在地	電話
岡山県備前県民局 農林水産事業部森林企画課	岡山市北区弓之町6-1	(086)233-9832
岡山県備中県民局 農林水産事業部森林企画課	倉敷市羽島1083	(086) 434-7052
岡山県美作県民局 農林水産事業部森林企画課	津山市山下53	(0868)23-1384
岡山県農林水産部農村振興課 鳥獣害対策室	岡山市北区内山下2-4-6	(086)226-7439

詳細は岡山県鳥獣害対策室ホームページをご覧ください。

岡山県トップページ > 組織で探す > 農林水産部 > 鳥獣害対策室

岡山県鳥獣害対策室

検索、